

令和3年度
年度計画

令和3年4月1日～令和4年3月31日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学

公立大学法人愛媛県立医療技術大学令和3年度年度計画

第1 年度計画の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育

(1) 目指すべき教育の方向

(ア) 学部（専攻科含む）

- ① 教養科目について、学生によるカリキュラム評価のためのアンケートや教員による評価を行い、必要に応じて授業内容や展開方法を工夫するとともに、学生の授業評価アンケートを実施しその評価から教育の振り返りを行う。

また、学部（看護学科）の改正カリキュラムの運用開始に伴う教育効果についても注視する。

遠隔授業用の授業評価アンケート内容について他大学の対応を参考に検討するとともに、アンケートのWeb化による有効かつ機能的な手法を検討する。

- ② 教育理念・教育目標と授業の関連を意識して授業が実施できるよう、教員へより一層の浸透を図るとともに、各科目初回講義時に教育目標と授業の関連を学生に周知するなど、学生への浸透を図る。

特に、令和4年度からの学部（臨床検査学科）及び助産学専攻科における改正カリキュラムの円滑な施行のため、教員の理解促進を図る。

- ③ eラーニングを用いたアクティブ・ラーニングを、遠隔授業における経験を活用してさらに多くの科目で導入するとともに、その推進方法について検討を行い、新たなeラーニング用教材の開発を促進する。また、アクティブ・ラーニング及びeラーニングの研修や情報交換を行う。

能動的学修推進会議において、アクティブ・ラーニングのための施設・設備の活用状況や進捗状況について検証し、今後の推進方策について検討していく。

- ④ 看護技術習得状況については、技術習得内容や基準の見直し等を技術教育ワーキンググループが継続して検討していく。また、看護学科では、新カリキュラムにおいて複数領域の教員が研究成果を活かし協働で専門科目を担当する方法で科目を実施するほか、専門性の高い実践的な授業を行い、学内実習では担当教員を決めて少人数によるグループ学習を行う。教育用シミュレーションを活用し、アセスメント、看護技術の演習を実施する。

臨床検査学科では、各領域における技術習得到達度評価（技術の実技試験及び指導）を行い、臨床現場で必要な基礎的技術の強化を図る。

- ⑤ 臨床現場で活躍する専門家や患者・家族当事者の協力を得て、実践の場に即した専門的知識・技術教育の充実を図る。

また、臨地実習にて例年修得していた臨床現場に即した専門的知識について

は臨床現場で活躍する看護師、臨床検査技師等による講義の活用や授業内容を工夫する。

- ⑥ 台湾高雄医学大学における短期海外研修の継続実施と同大学からの研修生の受入れを進めるとともに、客員教授の人脈や経験を活かしてさらなる国際交流の推進を図る。

(イ) 大学院

- ① 令和3年度からの改正カリキュラムの開始にあたって、移行期に伴う不都合が生じないか教員間で点検しながら運用する。
- ② 「保健医療学概論」、「保健医療チーム特論」及び「地域保健医療学特論」の3科目に分けて開講していた両専攻共通の必修科目について、カリキュラム改正により「保健医療システム論（2単位 30時間）」に集約したため、相互理解、連携・協働の観点からその評価を行う。
- ③ ゼミナール形式の授業展開等で教員と学生が双方向性のディスカッションを行う機会や研究計画発表会、中間発表会等、多様で複数の参加者がいる下での発表や質疑応答を受ける機会を継続する。また、授業のなかで、レポート作成、文献の精読等を積み重ねること、研究成果を公表することにより、論理的思考力を強化する。
- ④ 引き続き、教員資格審査の上で学内から適格者を大学院教育に加え、複数教員による教育体制を充実させていく。また、より強化したい分野や最新の知見等については学外講師を招き特別講演等を企画する。
- ⑤ 研究指導教員が中心となって指導を進め、令和3年度からのカリキュラム改正により、研究の単位を研究計画の発表まで（4単位）とそれ以後の論文作成まで（6単位）の2段階に分けることで段階的な研究力の向上を図る。
引き続き、研究アドバイザー（客員教授）の支援を積極的に受ける。
- ⑥ 細胞検査士養成の支援については、当面は一次試験対策における学修支援のノウハウを蓄積していくとともに、引き続き、愛媛大学医学部の協力などにより実務経験面の課題解決を模索する。

(2) 教育課程（カリキュラム）の充実・強化

- ① 改正した学部（看護学科）・大学院カリキュラムも含めて、引き続きカリキュラム評価、PROG*（Progress Report on Generic skills）調査、国家試験合格率の分析を継続する。
*社会に求められる汎用的な能力・態度・志向（ジェネリックスキル）を評価する質問紙調査法
- ② 看護学科の改正カリキュラムのカリキュラム評価を継続する。学部（臨床検査学科）・助産学専攻科のカリキュラムの課題、問題点を抽出し、カリキュラムの改善案を作成する。
- ③ 「H24カリ」から「R2カリ」にスムーズに移行できるように運用するとと

もに、運用状況を継続的に評価する。

また、「H24 カリ」と「R 2カリ」の評価を並行して進めるとともに、教務委員会とFD委員会が協働して、科目間連携や教育内容の調整を行う。

学部(臨床検査学科)と助産学専攻科の「R 4カリ」の改正をスムーズに行う。

- ④ シラバス等にカリキュラムポリシーを明記するほか、ガイダンス等を通じてカリキュラム編成の意義や意図を説明し、学生への一層の周知を図る。
- ⑤ 細胞検査士養成の支援については、当面は一次試験対策における学修支援のノウハウを蓄積していくとともに、引き続き、愛媛大学医学部の協力などにより実務経験面の課題解決を模索する。

(3) 教育方法の改善

ア 授業方法の改善・工夫

(ア) 学部(専攻科含む)

- ① 医療現場の新しい知見や実践的内容が学習できるよう、専門性の高い臨床実践家や教育研究者による特別講義や演習指導を実施する。

引き続き、実習室とアクティブ・ラーニング教室を併用した演習授業を設計するなど、授業内容の充実を図る。

コロナ対応により臨地実習が実施できない場合は、昨年度の成果を生かし、臨床現場で活躍する看護師、臨床検査技師等による講義の活用や授業内容を工夫して実践的な学習ができるよう工夫を図る。

臨地実習が実施できた場合も、コロナ禍において有効であった、オンデマンド型学習支援システム、遠隔会議システムによるインターネットを利用した教材の配信、DVDや教育用シミュレーターを活用した学内実習等によって、演習内容の充実や実践的な教育の実施が可能か検討しながら組み込んでいく。

- ② 引き続き共通教育科目、専門基礎科目において、可能な限り両学科合同による授業を開講できるようにカリキュラム編成を検討する。
- ③ 共通教育科目の合同授業を新任教員や若手教員の教育力向上として位置づけるとともに、プレゼンやピアレビューの機会に上級学年の学生との交流を図ることで人と関わる力を伸ばすことを試みる。また、ゼミ形式の少人数授業、少人数のグループ演習・実習などを積極的に行い、各学年における少人数教育を充実する。

また、初年次教育の成果を取り入れ、基礎専門科目においても、ペアワークを組み入れ少人数教育の機会を確保する。

- ④ アクティブ・ラーニング及びeラーニングの積極的な活用を検討し、アクティブ・ラーニングの施設整備とその運用方針を協議する。各教員の新たなeラーニング用教材の開発を促進するとともに、公開演習授業等のFD活動を行い、成果を検証して改良を加える。予習・復習等の自主学習を推進するためにオンラインツールの導入を検討し、また、アクティブ・ラーニング及びeラーニン

グの研修や情報交換を行う。

- ⑤ eラーニングで使える既存の教材の内容、使い方等の情報収集を行い、eラーニングの活用に向けての検討を進めていく。助産学専攻科は、学生個人がタブレット等の情報端末を購入し、デジタル教科書やeラーニングの活用を進めていく。学部教育においてもタブレット等の情報端末の活用によるデジタル化を検討していく。
- ⑥ 看護学科では、領域ごとに実習施設が設置している看護学生実習協議会において連携を図り、実習指導体制を固める。コロナ対応については、関係機関の意向を事前に情報収集して学内で検討し、学生への的確な情報伝達を図る。実習指導上の課題は、学科会及び学科教授会で共有し問題解決を図る。令和2年度のコロナ禍での学内実習での成果を検討のうえで、今後の臨地実習の目的、学習目標を再検討し、臨地での実習によって得られる教育効果と目標をより明確にする。また、教育用シミュレーターの充実を図り学修環境の充実を検討する。

臨床検査学科では、対象となる臨地実習施設との実習指導体制や実習内容の充実を図るため、実習施設への訪問とともに、本学での臨地実習意見交換会(年1回)を開催し、実習指導上の課題や実習指導のあり方の協議し、密接な連携を図る。また、コロナ禍における安全な臨地実習参加の方策について引き続き検討する。
- ⑦ シラバスの新様式について学生に周知し、開講科目と関連する科目の学習の促進を図るとともに、学位授与方針と開講科目との関係に関する表の活用方法について引き続き検討する。

(イ) 大学院

- ① 引き続き、各授業内での課題プレゼンテーションに加え、研究の進捗状況に応じて、所属領域における予行プレゼンテーション、研究計画発表会、研究中間発表会、最終論文発表会を開催する。
- ② 令和3年度より共通科目及び専門共通の科目について新設あるいは再編、拡充を行ったので、受講状況を確認していく。
- ③ eラーニング学修の義務付けに加え、コロナ対策の成果を踏まえて遠隔会議システムの活用を進める。

自宅からの文献検索の活用状況についても活用状況を確認し、さらなる利便性の向上に努める。メールによる指導を継続する。
- ④ カリキュラム改正に伴い新設及び再編成、拡充された科目について授業評価を行いシラバスの改善につなげる。
- ⑤ 教育力獲得のひとつの機会とするため、職を持たない学生には引き続きティーチングアシスタント(TA)制度を適用する。

イ 教員の教育能力の向上

- ① 「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク(SPOD)」を活用して、FD研修を行うとともに、教員の参加を促進するために積極的な啓発活動を行う。
学内における新任教員研修を適切な時期に開催するとともに、教員を対象としたSPOD研修プログラム等への参加を推奨する。
- ② 学生の「授業評価アンケート」による授業評価の集計結果を速やかに教員に返却して活用を促すとともに、教員の教育能力向上のためSPOD研修プログラム等への教員の積極的な参加を促す。
- ③ カリキュラム改正に伴う新規科目の授業評価を行う。大学院教育に関する教員の自己評価を実施し、FD研修につなげる。

(4) 教育成績評価システムの充実

- ① 学位授与方針(ディプロマポリシー)について学生・教職員に引き続き周知を図る。
- ② 看護学科においては、技術特論、総合実習、看護研究など、全領域の教員が関わる科目においては、特に評価の客観性を担保するためルーブリック評価(評価基準表による評価)の基準を具体的に示し、実施することを継続する。さらに、少人数グループ学習における学生個人の目標達成がより明確になるよう評価視点を検討する。
- ③ 学生の学修評価については、到達度評価表を用いた評価を継続するとともに、客観的評価法PROG*(Progress Report on Generic skills)を経年的に活用して、教育目標及び学位授与方針(ディプロマポリシー)の達成度を評価することとし、1年生、3年生及び4年生に対して調査を実施し、経年的な分析評価を行う。

また、看護学科においては、看護技術到達目の再検討を行い、目標到達度評価を行う。さらに強化に向けた方策の検討を行う。

*社会に求められる汎用的な能力・態度・志向(ジェネリックスキル)を評価する質問紙調査法

- ④ 看護学科では、学生自身が自己の強みや弱みを意識して臨地実習等の学習に活かせるようPROG結果を活かし、学生の自己教育力強化に向けた方策を検討する。また、PROG指標や教育方法(eラーニング等)を用いた教育効果の調査を行う。各実習の終了時や就職・進学面接相談において、学生自身の目標やビジョンを活かした学修支援方法を学科FDで検討する。

臨床検査学科では、自己教育力の評価については、引き続きPROGを活用した調査を行い、その結果に基づいた研究から学生の自己教育力の継続的な強化を図る。

- ⑤ 引き続き、修了後の論文公表や職場での活躍について研究指導教員を介して情報を把握していく。

また、受験生向けのみならず、修了生にとっても大学院とのつながりを感じられるようなホームページの更新・充実を図る。

(5) 教育・学修環境の整備・充実

- ① 別館を含め講義室、演習室の設備・備品の見直しや整備を行うとともに、引き続き自習スペースの拡充を検討する。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を引き続き講じる。

- ② 能動的学修推進会議において、整備を行ったアクティブ・ラーニングのための施設・設備の状況やアクティブ・ラーニングの進捗状況について検証し、今後の推進方策について検討する。

- ③ 非常勤講師も含め教員及び司書が蔵書構成のバランスを考慮して選書を行う。利用者、特に学生の要望を取り入れた選書を行うために、ブックハンティングやリクエストの促進など、学生が図書館と積極的に関わる機会を設定し、参加を促す。

発刊後年数を経た図書に関して見直しを行い、新版図書との差し替えを行い書架の魅了向上を図る。

- ④ 平日夜間の利用時間延長、土曜日開館時間延長や日曜・祝祭日の図書館利用の必要性及び可能性について調査・検討を行う。

- ⑤ 学外でも電子ジャーナルやデータベース等にアクセスできる環境を整え利便性の向上を目指す。学年進行に応じて学術情報取得のためのシステム利用方法を効果的に周知し、学生の自主学習及び卒業研究への活用を推進する。

新任教員に対しては、より高度な文献検索システムを含めた電子ジャーナル検索・ダウンロードについての講習を行い、積極的な活用を促す。

利用状況に応じた学術情報検索・電子ジャーナルの見直しを行い、電子ブックについては引き続き調査・検討を行う。

- ⑥ ラーニング・コモンズ*の利用普及を図るとともに、アクティブ・ラーニングを推進するため、必要な設備・環境整備について検討する。図書館職員の能力の向上のための方策について検討する。

*図書館に設けられる総合的な自主学習のための環境で、IT機器や学習スペースなどを備え、グループ学習や討論会など様々な学習に対応するもの。

(6) 学生の受け入れ

- ① 入学試験については、適切な入試方法を選択し、公正に運営する。

受験生の利便性向上のため、インターネット出願システムを導入し、令和4年度入学者選抜試験から運用を開始する。

- ② 大学入学者選抜の制度改革に対応する新しい入試方針に則り、「学力の3要素」を踏まえ、本学のアドミッションポリシーに基づいた入試が適切に実施できるよう引き続き対応する。導入が見送られた記述式問題や英語4技能評価な

ど国の動向を注視しながら選抜方法の検討を行うほか、他大学の状況や志願者の動向の把握に努める。

- ③ 従来の対面形式による広報活動と並行してリモート形式やWebを活用することにより、ポストコロナを見据えた大学の広報機会の拡充に取り組む。

高校の進路指導担当教員への大学説明会や高校訪問、出張講義、進学説明会、高校内ガイダンスへの参加等について、これまでの実績を踏まえて、より効果的な内容となるよう検討する。

- ④ 令和2年度に引き続き、広報誌「砥礪」を大学院に所属している大学教員に焦点をあてた内容で発行するほか、病院訪問、大学院説明会及びホームページの充実等の広報活動を通じて、広く関係団体や医療機関の理解促進を図るとともに、大学院の教育内容及び特色を浸透させる。

ホームページについても、大学院の特色やその意義などについて理解しやすいように紹介していく。

2 学生支援

(1) 学修支援

- ① ガイダンスや掲示等で、全教員のオフィスアワーの日時及び学修相談の申し込み方法等に関する情報を周知するとともに、ホームページの学生専用ページに掲載する。各教員からも種々の機会を通じて対面で学生に学修相談の積極的な活用を促すとともに、学生専用ページへの定期的なアクセスを促し、学生が学修に関する助言を受けやすい環境整備を進める。

- ② 共通ガイダンス及び学科・学年別ガイダンスの履修指導の内容の一層の充実に努める。コロナ対策の一環として、また、学生の利便性向上のため、メールや学生専用ホームページ、遠隔通信ツールなどを積極的に用いて、遠隔指導の充実に努める。

履修指導が必要な学生に対しては、担当する教員と連携をとり、クラス顧問を通じて個別の指導にあたる。

「学生生活の手引き」を更新し、学生へ配布するとともに、学生専用ホームページに掲載する。

また、引き続き保護者へ成績の提供を行い(年2回以上)、大学と保護者が連携して適切な履修指導を行う。

- ③ 台湾高雄医学大学における短期海外研修の継続実施と同大学からの研修生の受入れを進めるとともに、客員教授の人脈や経験を活かしてさらなる国際交流の推進を図る。

- ④ 国際交流委員会と学生委員会が共同で、学生の海外渡航や国外留学等に関する支援のあり方等、海外渡航の安全確保に努める。また、必要に応じて大学コンソーシアムえひめ国際交流支援部会が実施する海外渡航危機管理セミナーへの参加を促し、学生の安全意識の向上を図る。

- ⑤ 現行の研究費適用の申し合わせの適正運用、奨学金等の経済的支援に関する情報提供、遠隔会議システムの活用を引き続き行う。また、仕事と学業の両立に関わる情報提供を丁寧に行っていくとともに、学生アンケートの結果及び普段からの大学院生とのコミュニケーションにより学修・研究環境についての要望を確認し対応していく。

(2) 生活支援

- ① コロナ対策に努めながら、定期健康診断を実施するとともに、学生の健康に関わる情報については、クラス顧問や学内相談員が、学生のプライバシーに配慮しながら共有し、学校保健安全法等に基づいた保健指導を実施する。

感染防止マニュアルは適宜更新を行い、学修活動及び日常生活における学生の感染予防に努める。

学生生活に関する相談体制を円滑に運営するため、学生専用ホームページや学生相談室を気軽に活用できるよう、利用方法等を学生の利便性に合わせて調整する。また、相談体制の学生への周知に努める。

- ② 学生生活における安全面の支援体制を充実させるため、交通安全教室及び犯罪防止教室の講習会を実施する。特に交通安全に関しては、新入生のほか、バイク等の事故経験者や実習前の学生を対象に、教室への参加を徹底する。

ハラスメント防止対策として、学生アンケートを実施し、ハラスメント被害状況の把握に努める。

その他、地元警察署等と大学周辺の犯罪や事故発生状況、安全に関する情報の収集及び交換を行い、学生指導に活用する。

- ③ 奨学金制度や各医療機関等が提供する奨学金に関する情報を入手し、学生・保護者に案内するほか、学生がアクセスしやすい情報提供を継続する。

国等のコロナ対策に関する学生の修学や生活支援のための給付制度について、引き続き幅広く情報収集に努め、学生や保護者に対して、迅速かつ的確な周知と利用の促進を図る。

- ④ コロナ対策を図りながら、自治会やサークルの自主的な課外活動の活性化に向けての意見交換を行い、継続的な活動が行えるように助言を行う。また、優れた活動に対しては表彰を実施する。

施設利用についても、引き続きコロナ対策に留意した上で、感染拡大状況に応じて可能な活動を支援する。

(3) 就職・進学支援

- ① 令和2年度に実施した就職支援についてのアンケート結果を参考に、就職支援の方法や進路セミナー、就職支援ホームページについて、一層の充実を図る。

入学後から学生が卒後のキャリアデザインを描けるような支援のあり方についての検討を進める。

就職・進学に関する全情報を学生ホールに掲示するとともに、ホームページの就活支援のページを充実する。

コロナ対応のため必要があれば、STUメール等を活用した情報提供と支援を継続する。

遠方からもホームカミングデーに参加できるように、学内とオンラインを併用した開催方法を検討する。その際、県内就職率の向上を目指した卒業生と在校生の交流方法に工夫を凝らす。また、研究科長が本学大学院を紹介する機会を持つと共に、大学院に進学した先輩と在学生在が、分科会で交流する場を設ける。

さらに、本学ホームページやホームカミングデーの告知を通して、卒業後も継続して卒業生を就職や進学に関して支援していること等の情報を提供する。

- ② 県内就職率の向上を図るため、愛媛県、県内高校及び関係医療機関などと密接に連携し、本学や県内医療機関の魅力の紹介に努める。また、進路セミナーによる県内医療機関のきめ細やかな情報発信や、県内就職促進事業の効果的な実施方法など、更なる県内就職率向上策を検討する。

コロナ対応における県内基幹病院等の求人情報について把握に努め、関係機関との連携を強化して必要な人材の供給につなげる。

引き続き、学生の就職を選択するに至る要因分析を進める。

(4) 卒後支援

- ① 卒業生・修了生がキャリアアップやキャリア支援で求めるニーズの把握に努めるとともに、引き続き卒後支援のあり方について検討していく。

ホームカミングデーの告知を通して、卒業後の研究支援を呼びかける。対面指導、遠隔会議システム指導の両方を視野に入れて対応する。

本学HPで教員の専門分野や社会貢献業績リストを示して卒業後の支援状況を情報提供する。

ホームカミングデーに教員が参加し、卒業後の支援ニーズの把握に努める。

- ② 各学科の組織を通して、卒業生・修了生に対する教員個別の支援状況の実態を把握すると共に、卒業生・修了生からの要望に対応するための体制についての意見を聴取する。

また、ホームページを経由して寄せられた意見や要望も含めて、卒業生・修了生への対応可能な課題から対応策を検討する。

- ③ 大学へ既卒者を含む求人情報があれば、同窓会（木蓮会）と協力して、就職支援ホームページを活用し、積極的に情報発信していく。

就職支援ホームページ及び卒業・修了後にも活用できるSTUメールにより、卒業生・修了生の要望を把握し、Uターン、再就職を支援していく。

就職支援ホームページ及び卒業・修了後にも活用できるSTUメールにより、卒業生・修了生の要望を把握し、Uターン、再就職を支援していく。

- ④ 研究結果の公表に向けた支援を継続するとともに、修士論文発表会や研究計

画発表会、公開で行われる講演や研修会等可能な限り学修の機会を案内する。

3 研究

(1) 研究水準の向上

- ① 国際的な学術交流等に対し、旅費など経費の一部を支援する。また、講座研究費の有効活用により、国際学会での発表や学術交流を積極的に行う。
- ② 講座又は学科セミナーを定期的に開催して教員の研究成果を発表することによって他者評価を受ける機会を確保し、研究の質の向上を図る。
- ③ 科学研究費補助金獲得支援となる研修会を全教職員対象に開催する。

(2) 研究活動の活性化・適正化

- ① 教育研究助成費を活用した学内研究を募集し、有望な学際的研究活動を選考のうえ支援する。

学外の競争的研究助成費への積極的な応募を行う。

- ② 科学研究費補助金の申請率、採択率を向上させるための研修会を開催するとともに、その他の研究資金の獲得を奨励するための広報を積極的実施する。
- ③ 教員の研究能力を向上させるため、学内業務の調整や教員研究費の活用を図り、教員の学会等への研修参加を支援するほか、研究アドバイザー（客員教授）の活用による研究の活性化、質の向上を図る。
- ④ 研究活動の推進に必要な研究機器等について、計画的に整備を行い、その充実を図る。
- ⑤ 愛媛県の地域母子保健活動における「切れ目のない支援」に関して、関係機関と連携を図りながら研究を継続する。また、看護の各領域の教員は、現場の専門職との共同研究及び研究指導を継続する。

研修参加者が行う研究などに対する看護・臨床の本学教員の助言を求める。

調査結果をまとめ、成果物を作成するとともに、新たな研究活動の可能性を探る。

- ⑥ 全員が確実に研究倫理e-ラーニング受講を完了していることを確認するとともに、研究倫理に関する最新情報の周知を図る。

また、研究活動の適正化をより一層推進するため、研究倫理委員会は、研究活動における倫理審査の適正かつ迅速な審査に努める。

さらに、令和2年度に11件の迅速審査を行う中で、審査期間が通常審査より長くなるなど幾つかの課題が生じていることから、同委員会において解決案を探る。

(3) 社会への研究成果の還元

- ① 大学案内資料の頒布業者を活用するほか、出張講義や高校内ガイダンス出席時に大学案内、広報誌「砥礪」等を配布し研究成果の広報に努める。

県内の看護師・臨床検査技師を対象として実施している「実践セミナー」事業は参加者からの要望を踏まえて引き続き実施する。

「えひめ高校生生体機能研究プログラム」は、参加者の要望に応えられるよう、協力教員及び内容のバージョンアップを図ったうえで、多くの応募に応えるために2回実施することとし、実習後に成果発表会を行う。

- ② ホームページ上の教員の専門性や共同研究成果の掲載内容を定期的に更新し、医療機関や民間団体への情報提供ができる体制を整える。

4 社会貢献

(1) 地域貢献活動の推進

- ① 地域交流センター運営委員会での活動計画承認後、地域交流センターで具体的な事業計画運営を検討し、大学全体への協力が得られるよう、各学科、教授会等で協力体制を呼びかけ、事業を推進する。
- ② 前年度に実施した研修会の結果を踏まえ、県内の専門職、教育機関、各種団体、行政のニーズに合った研修会や共同研究を計画し、ネットワークの強化を図る。また、コロナ対応により中止となった研修会について、実施に向けて工夫を凝らす。
- ③ 前年度に実施予定であった業種を越えた情報交換の場を提供し、令和2年度までに本学が実施した行政が実施している母子支援の実態調査、産科医療機関が実施している母子支援の実態と助産師のニーズ調査、コロナ禍における妊産婦のニーズ調査の結果等をグループワークなどを通して共有し、切れ目のない支援のあり方や地域における助産師の活用に関する提言を取りまとめる。

また、県内の母子保健に関わる多職種連携を図り、それぞれが母子支援及び地域包括ケアに取り組めるよう東中南予でシンポジウム形式の研修会を実施する。

- ④ 地域交流センターの年間計画に基づき、学内及び拠点地域において保健医療福祉関係職種の研修を行うとともに、保健医療福祉関係機関からの要請に応じて、研修への講師派遣、相談支援等を積極的に実施する。
- ⑤ 地域交流センターの事業報告書等のPDFファイル化とホームページへのアップロードを鋭意継続していく。文書のセキュリティに関しては更に検討を進めていく。

研究紀要を電子媒体での発行とし、利用者の利便性を図るとともに、機関リポジトリに掲載し本学の研究内容を広く情報発信する。

- ⑥ 助産師養成機関として、学校や地域と連携し、子育て支援事業や思春期保健事業の協働を継続する。卒業生の潜在助産師登録調査を継続し、必要時には復職支援についても検討する。

令和2年度に実施予定であった業種を越えた情報交換の場を提供し、切れ目のない妊産婦支援のあり方や地域における助産師の活用に関する意見を取りま

とめる。

(2) 地域住民への貢献

- ① 看護実践セミナーを開催し、県内看護師の看護技術向上に貢献する。
ブックメディカルトークは、医療関係の道を目指す高校生が、普段接する機会の少ない情報に触れ、明確な目的意識を持って自己実現を目指すことにつながる事業であり、県立図書館からの依頼に応じて継続して実施する。
- ② 新型コロナウイルス感染拡大状況や実施する事業内容に応じて、対象となる教育機関や医療機関等に郵送及びホームページで広報する。地域住民や卒業生等への広報活動を行い、地域住民や卒業生が関心を持って参加できるよう工夫する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、ホームページや学内ポスターを活用し、学生ボランティアの登録サイトを学生に周知する。併せて、システムの稼働状況を把握して登録の促進を図る。
地域団体や地域住民等からの要請に応じて情報提供や活動を呼びかけ、学生の地域貢献活動に繋がるように支援する。ボランティア系サークルや個人登録者の活動実績は大学ホームページや地域交流センター報告書に掲載し、活動の普及・発展を図る。
また、さらなる地域貢献活動の発展に向け、引き続き積極的に地域の情報を収集し、地域交流センターと学生委員会が情報共有をしながら、学生へ周知する。
- ④ 地域住民の学習や健康づくりのため、利用者のニーズに合わせた学内施設の開放や備品等の貸出しに努める。
砥部町との「連携協力協定」に基づいて、相互交流を一層推進する。
地域住民の図書館利用促進のため、資料宅配サービスや記事見出検索サービスを継続し、より多くの地域住民に利用していただけるよう広報活動を行う。新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、夏季及び春季に閲覧席開放サービスの再開を検討する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善

(1) 理事長を中心とする機動的な運営

- ① 理事会、経営審議会、教育研究審議会等法人組織や教授会・学内委員会との連携・協働体制を維持し、各々の意見や提言等を踏まえ、理事長（学長）が機動的で迅速な意思決定を行う。
- ② 運営調整会議で大学運営の方針を決定する体制を継続し、事務局長や学部長などが主体的かつ機動的に業務執行を行う。また、各委員会において大学運営にかかわる所管事項を協議し、その協議内容を踏まえ、教職員が連携して運営

を行う。

- ③ 教員及び事務職員が情報や課題を共有し、連携して、それぞれの専門性を活かした大学運営に取り組む。
- ④ 第2期中期計画最終年度における目標達成のため、理事長（学長）のリーダーシップのもと、学科等の意見や要望を踏まえ、重点課題に弾力的に資源配分するなど、戦略的かつ機動的な大学運営に取り組む。

（2）地域に開かれた大学づくり

- ① 学外有識者等から登用している理事や審議会委員からの意見等を大学運営に反映させる。また、審議会の活性化に向けて運用面の見直しを検討する。
- ② 学生へのアンケート内容を見直しつつ引き続き実施し、収集した要望や意見を大学運営の改善に活用する。

後援会総会や役員会、大学への要望メールなどを通して、学生や保護者から寄せられる意見を個別に検討し、大学運営に反映する。

ホームページで大学情報を公開し、広く県民から意見を聴くとともに、地域交流企画を継続開催し、地域住民と大学の交流を深める。

2 教育研究組織

（1）教育研究組織の見直し

教育研究の進展や社会ニーズに対応した適切で活発な教育研究活動を継続するため、講座、研究グループなど教員組織や研究体制、各委員会の構成メンバーについて、必要に応じて見直しを行っていく。

3 人事の適正化

（1）人事制度の弾力的な運用

- ① 学部及び大学院の教員構成や担当分野などを考慮し、非常勤講師の早期確保を含め運営に必要な教員の確保を図る。
- ② 教員の採用に必要な分野・資格を明確に示し、教員選考委員会で公平性・客観性を保ちながら選考し、教育研究審議会に付議して採用を決定する。
- ③ プロパー職員に各種研修を積極的に受講させ、法人経営や大学事務にかかる専門性の修得を支援する。
- ④ 教員・学生の研究活動の活性化のため、研究活動の指導・アドバイスに当たる客員教授を任命するとともに、主要な実習施設において臨床教授を任命し、実習体制の充実を図る。

教員の任期制や年俸制の導入については、他大学の状況を踏まえ、引き続き検討する。

- ⑤ SPODや学会等の外部機関が実施する研修への参加を促進するとともに、事務局職員の人事交流について公立大学中四国協議会等において意見交換を行

う。

- ⑥ 兼業にかかる現行の規程や基準について、本学教育研究活動に支障が生じない範囲で、柔軟な運用を図る。

(2) 適正な業績評価の推進

- ① 理事長を長とする教員業績評価委員会において、評価制度に基づき適正な評価を実施する。

また、教員の意見を聞きながら、より公正かつ教員の活動を活性化する評価制度となるよう引き続き検討する。

- ② 教員業績評価委員会において、評価項目や基準の妥当性について検討し、必要に応じて改正を行う。

教員全員にそれぞれ業績評価結果を通知するとともに、評価全体の分析結果をフィードバックし、教員活動の活性化を図る。また、評価結果を勤勉手当等の処遇に反映する。

- ③ プロパー職員の人事評価は、愛媛県派遣職員の制度を活用して行い、処遇等に反映させる。

4 事務等の効率化、合理化

(1) 事務処理の改善

職員の働き方改革と事務のデジタル化を意識しながら、事務分担や事務処理方法を随時見直し、事務局業務の更なる効率化・合理化に努める。専門家への外部委託や臨時職員の雇用を継続するとともに、経費削減に努める。

引き続き、決裁手続き等の簡素・合理化を検討し実施する。

(2) 事務組織の見直し

法人プロパー事務職員に、法人経営や大学事務にかかる専門的な知識や技術を修得させ、より効率的で合理的な大学運営を図る。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の増加

(1) 外部資金等の獲得

- ① 教員に外部の競争的研究資金等にかかる公募情報を適宜提供するとともに、科研費申請手続きのための研修会を実施する。また、間接経費については、財務システムで管理し適正に執行する。
- ② 教員業績評価において、競争的外部資金や受託・共同研究資金などの学部資金の獲得状況を、引き続き評価項目とする。
- ③ 教員研究活動や研究内容に関して大学ホームページ上のコンテンツを充実させるとともに、PRに努め、新たな受託研究等の獲得を目指す。

(2) 収入源の拡充

- ① 学外者に大学施設を一時使用させる場合、規程に従い使用料を徴収する。
有料化対象施設の範囲拡大を検討するほか有料公開講座を積極的に開催する。
- ② 公立大学として適正な授業料等の設定を維持するとともに、国の高等教育の修学支援新制度に基づく授業料等減免制度の周知など納付指導を適切に行い、滞納（未収債権）の発生防止に努める。
- ③ 「愛媛県立医療技術大学基金（EPU愛顔基金）」の趣旨を様々な機会を通じて、卒業生や関係者に周知し、基金の拡充を図る。

2 経費の効率的、効果的な執行

(1) 管理経費の効率的、効果的な執行

- ① 教職員全員に、光熱水費など維持管理経費の実績を周知することにより、節電の啓発をはじめ、コスト意識を喚起する。
予算の使途について、重点化及び緊急対応の観点から常に見直しを図り、優先順位を明確にしたうえで、効率的な執行に努める。
- ② 専門家への外部委託や臨時職員の雇用を継続し、学生定員の増加等に伴う業務量増や土曜日開館に対応し、経費削減に努める。
複数年契約や競争入札等を継続実施するとともに、管理経費の削減方法について検討する。

(2) 人件費の効率的、効果的な執行

非常勤講師、特定教員、有期雇用職員等の制度を効果的に活用し、総人件費の抑制に努める。

3 資産の管理運用

(1) 資産の適正な管理

- ① 財務会計システムを有効活用し、資産の状況を定期的に把握するなど、適正管理を行う。
- ② 学外者に大学施設を一時使用させる場合、規程に従い使用料を徴収するとともに、有料化対象施設の範囲拡大を検討する。

(2) 資金の適正な運用管理

資金は、使途及び目的ごとに区分した管理口座で、適正に運用管理する。

第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検・評価の実施

- (1) 第2期中期計画の最終年度であり目標達成に向け、自己点検評価委員会において、主要課題の内容とその進捗状況を委員で情報共有を図り、必要に応じて、ワーキン

グループを設置するなど、推進体制を強化する。

並行して、次期中期計画の策定について準備を進める。

- (2) 年度計画、財務運営状況、法人運営状況等をホームページで公表し、情報開示を進める。

2 情報公開及び情報発信

- (1) 入試結果などの情報公開請求に適切に対応する。

- (2) タイミングをとらえたマスコミへの情報提供等、適切な情報発信を図る。

法人や教育、教員の研究内容などをホームページや広報誌などを通じて広く公開するほか、引き続き、ホームページの充実や「大学広報動画」の有効な活用を検討し、大学の魅力をアピールしていく。

「大学案内」、広報誌「砥礪」は大学の魅力をより効果的にアピールするものとなるよう、引き続き内容を検討していく。

- (3) ホームページの内容・表示方法について検証を行い、学内の情報を逐次発信できるように、充実を図る。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備、活用等

- (1) 施設設備の有効活用

施設設備は、法令に基づく保守点検や専門的知識を持った日々雇用職員を加えた自主点検を行い、適正な維持管理を行うほか、必要に応じて、有料施設の範囲拡大を検討する。

- (2) 施設設備の計画的整備

安全面・衛生面に配慮した教育環境の充実のために、必要な施設設備の改修を計画的に行う。

大規模修繕として、運営費交付金の特別分により、浸水害対策も含む非常用発電機の更新を行う。

また、今後の大学の大规模改修等の基礎資料となる個別施設の長寿命化計画を策定する。

2 安全管理

- (1) 安全衛生管理及び危機管理への体制整備

- ① 産業医、衛生管理者、衛生委員会など安全衛生管理のための組織を適切に運営するとともに、ストレスチェックや嘱託医による教職員のメンタルヘルス面での支援を充実する。

- ② 「災害対策マニュアル」について、引き続き見直しと拡充を行うとともに、防災訓練の充実、災害時用物資の適正な維持管理に努める。

特に防災訓練について、学生参加率の向上、より実践的な訓練計画策定を目

指し内容を検討する。

警察等と連携し、学生に対する交通安全講習会、防犯教室を開催し、事故や犯罪の防止に努める。

(2) 情報管理体制の整備

教職員に対し、電子情報持出し基準をはじめ情報セキュリティポリシーを周知徹底するほか、情報漏えいによる事件の情報を随時提供するとともに、学生に対しては情報セキュリティを「情報科学」「医療情報学」の授業の中に位置付け、情報セキュリティの教育を行う。また、実習前には、「SNSにおける個人情報取り扱い」ガイドブックを配布する等、情報セキュリティ意識の向上を図る。

3 人権に関する目標を達するためにとるべき措置

(1) 人権意識の向上

学生に対しては、倫理関係の講義（「生命倫理」「医療と法」「看護倫理」）や各実習において人権意識の啓発を行うとともに、教職員に対しては、学生の人権とハラスメント防止に関する研修会を開催するなど、人権問題への意識の一層の向上を図る。

(2) 各種ハラスメント行為の防止等

大学院生を含めた全学生に対し各種ハラスメントに関するアンケート調査を継続実施し、その結果を全教職員に提示する。

学生相談室に学外カウンセラーを配置し、随時相談を受け付けるとともに、相談体制の充実について継続して検討する。

教職員を対象としたハラスメント防止研修会を開催し、教職員のハラスメントに対する意識の向上を引き続き進める。

第7 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（令和3年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	670
自己収入	253
入学金及び授業料等収入	249
雑収入	4
受託研究等収入	6
目的積立金取崩額	22
基金収入	0
計	951
支出	
業務費	806
教育研究費	105
人件費	701
一般管理費	139
受託研究等経費	6
基金（支出）	0
計	951

（注）人件費には、職員退職手当を含む。

2 収支計画（令和3年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	983
経常費用	983
業務費	826
教育研究経費	119
受託研究等経費	4
寄付金経費	2
役員人件費	41
教員人件費	533
職員人件費	127
一般管理費	139
財務費用	0
雑損	0

減価償却費	18
臨時損失	0
収益の部	961
經常収益	961
運営費交付金	666
授業料収益	229
入学料収益	39
選考料収益	8
受託研究等収益	6
雑益	4
資産見返運営費交付金戻入	8
資産見返寄附金戻入	1
資産見返補助金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時収益	0
純利益	△22
目的積立金取崩額	22
総利益	—

3 資金計画（令和3年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	951
業務活動による支出	932
投資活動による支出	4
財務活動による支出	15
次期中期目標期間への繰越	—
資金収入	951
業務活動による収入	951
運営費交付金による収入	670
授業料及び入学料等による収入	249
受託研究等による収入	6
その他の収入	26
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	—

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円（事業年度の年間運営費の概ね1月相当額程度）

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

第9 出資等による不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分移管する計画

なし

第10 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第11 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

また、昭和63年の短期大学設置から30年を超え、耐用年数が大きく経過している大型設備をはじめ本学施設設備全体の抜本的な改修計画を検討するに当たり、大規模改修の推進を要望していく。

第12 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

（注）中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設及び設備の整備や老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修等が追加されることがある。

2 人事に関する計画

第3の3「人事の適正化」に記載したとおり

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

積立金の使途

前中期目標期間の積立金については、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし